

死亡労働災害多発の警報発令

令和7年9月1日

栃木労働局

栃木労働局管内において、死亡労働災害が令和7年8月31日現在で12人と、前年同期と比較して6人増加し、倍増しています。

また、昨年は9月以降に死亡労働災害が多発し、10年ぶりに20人を超える事態となったことから、今後、昨年同様に多発すると、昨年の24人を大幅に超えてしまうことが懸念されます。

なお、今年の死亡労働災害の特徴は、業種や事故の型で大きな特徴はないものの、60歳以上の高年齢労働者によるものが7人と約6割を占めています。

栃木労働局では、このような事態を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発警報」を発令し、今年9月以降の死亡労働災害の撲滅に向け、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

1 発令期間

令和7年9月1日から令和7年12月31日

(発令日：令和7年9月1日)

2 期間中の重点事項

死亡労働災害を防止するため、「リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。」を推進するとともに、次の2つを最重点項目として推進する。

◎ 最重点項目（1）： 墜落災害対策

昨年において、あらゆる業種で多発した「墜落」死亡災害を発生させないための対策徹底

◎ 最重点項目（2）： 高年齢労働者対策

本年を含め近年多発している高年齢労働者が労働災害に遭わないため、高年齢労働者に合わせた職場環境の改善や、作業配置の配慮等、エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の推進